

平成 29 年度から平成 30 年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る

情報発信拠点建設工事

仕様書

福島地方環境事務所

目 次

第1章 工事概要	1
第2章 総 則	2
第3章 工事の内容	25
第4章 材 料	25
第1節 一般事項	25
第2節 工事材料	26
別紙-1 工事箇所案内図	34
別紙-2 工事施工管理基準	35
別紙-3	38
1. 別表一覧	39
2. 様式集	57
別紙-4 工事履行報告書 参考	61
別添資料 (設計図面・数量総括表)	

第1章 工事概要

(1) 工事の目的

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生し、その一部は東京電力福島第一原子力発電所における事故により放射性物質により汚染されている。

福島県の復興のためには、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできる限り早期に解決することが必要不可欠であり、福島県内の10万Bq/kg以下の特定廃棄物については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）に基づき、既設の管理型最終処分場である特定廃棄物埋立処分施設において、国が責任をもって安全かつ速やかに埋立処分を実施するものとする。

本工事では、特定廃棄物の埋立処分事業を実施するに当たり、処分場周辺をはじめとした地元住民の方々等に、埋立処分事業の内容、安全性を確保するための取組、事業の実施状況等について情報発信するための施設（以下「情報発信拠点」という。）を整備するものである。

(2) 工事箇所

福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田526（別紙－1 工事箇所案内図を参照。）

(3) 履行期間

契約締結の翌日から平成30年7月10日（火）まで

(4) 契約の前金払

契約を締結した会計年度には、前金払の支払を行わないものとする。

第2章 総 則

1. 一般

(1) 一般

総則は、工事の実施にあたって必要となる全般的事項を定め、適正な履行の確保を図るための参考としてまとめたものである。なお、具体的な適用にあたっては、公共建築工事標準仕様書（（建築工事編）平成 28 年版（機械設備工事編）平成 28 年版（電気設備工事編）平成 28 年版）によるが、対象工事の内容や現地条件をふまえ、発注者に適時確認した上で進めること。

(2) 留意事項の適用

受注者は、留意事項の適用にあたって、工事については、環境会発第 071024002 号、環自総発第 071024002 号（平成 19 年）、「請負工事監督検査の事務処理について（平成 19 年）」に従った監督・検査体制の下で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づき履行しなければならない。また、受注者は、これら監督、検査（完了検査及び既済部分検査。）にあたっては、予算決算及び会計令（平成 24 年改正政令第 202 号）（以下「予決令」という。）第 101 条の 3 及び 4 に基づくものである。

(3) 優先事項

設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から③の順番とする。これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

- ①質問回答書
- ②本工事仕様書
- ③図面

(4) 設計図書間の不整合

仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

(5) SI 単位

設計図書は「SI 単位」を使用するものとする。また、SI 単位と非 SI 単位が併記されている場合は（ ）内を非 SI 単位とする。

(6) 遠隔地からの資材等の調達による設計変更

遠隔地からの資材等の調達による工事費の増加については、国技建第 3 号（平成 24 年）「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」より、遠隔地からの建設資材調達による設計変更、被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う。

2. 用語の定義

(1) 「監督職員等」とは、監督職員、委託監督職員を総称していう。

(2) 「契約担当官等」とは、会計法（昭和 22 年法律第 35 号第 29 条の三第 1 項）に規定する契約担当官及び支出負担行為担当官をいう。

(3) 「監督職員」とは、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）等の定めにより適正な履行を確保するために契約担当官等から監督を命ぜられた職員で、契約書に規定する監督職員をいう。

なお、契約書に「調査職員」と規定されている場合には、本仕様書の監督職員を調査職員と読み替えるものとする。

また、本仕様書で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。

- (4) 「契約監督員」とは、会計法等の定めにより契約担当官等が特に専門的な知識又は技能を必要とする場合と緊急的な対応で監督員の手配、配置が困難な場合等の理由により、国の職員以外のものに委託した監督員をいう。
- (5) 「総括監督員」とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾及び協議のうち、重要なもの、関連業務の調整のうち重要なもの、設計図書の変更のうち重要なもの並びに契約担当官等への一時中止及び打切りの報告等を行う者をいう。また、主任監督員及び監督員の指揮監督及び監督業務の取りまとめを行う者をいう。
- (6) 「主任監督員」とは、現場総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付、受注者が作成した図面の承諾、契約図書に基づく工程の管理、立会及び段階確認、工事材料の試験又は検査（他の者に実施させた場合の確認を含む。）のうち重要なものの実施、関連工事の調整（重要なものを除く。）、設計図書の変更（重要なもの及び軽易なものを除く。）並びに総括監督員への一時中止及び打切りの報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督、現場監督総括業務及び一般監督業務の取りまとめを行う者をいう。
- (7) 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾及び協議のうち軽易なもの、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付、受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認及び工事材料試験の実施又は検査（重要なものを除く。）、設計図書の変更のうち軽易なもの主任監督員への一時中止及び打切りの報告を行う者をいう。
- (8) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (9) 「設計図書」とは、仕様書、図面、工事数量総括表及び質問回答書をいう。
- (10) 「仕様書」とは、工事を履行する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- (11) 「特記仕様書」とは、仕様書を補足し、工事の履行に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (12) 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- (13) 「工事数量総括表」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (14) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者から所定の手続きを経て寄せられた質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (15) 「対策地域内廃棄物」とは、放射性物質汚染対処特別措置法第 13 条第 1 項に規定する対策地域内廃棄物をいい、国（環境省）が収集、運搬、保管及び処分をすることとされている。
- (16) 「指定廃棄物」とは、放射性物質汚染対処特別措置法第 19 条に規定する指定廃棄物をいい、国（環境省）が収集、運搬、保管及び処分をすることとされている。
- (17) 「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
- (18) 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定された場所をいう。
- (19) 「工期」とは、契約図書に明示された工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (20) 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

- (21)「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (22)「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面によって示し、実施させることをいう。
- (23)「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (24)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (25)「提出」とは、監督職員が受注者に対し又は受注者が監督職員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (26)「提示」とは、監督職員が受注者に対し又は受注者が監督職員又は検査職員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (27)「報告」とは、監督職員が受注者に対し又は受注者が監督職員に対し、工事に係る書面により知らせることをいう。
- (28)「現場代理人」とは、契約書に定められる受注者の行為を受注者に代わって行使する権限を授与された者をいう。
- (29)「通知」とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- (30)「連絡」とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し又は受注者が監督職員に対し、契約書第 18 条に該当しない事項又は緊急を要する伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メール等の署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (31)「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (32)「立会」とは、契約図書に示された事項について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (33)「納品」とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
- (34)「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- (35)「書面」とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。
ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名又は押印がなくとも有効とする。
緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子媒体により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (36)「工事写真」とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後黙視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
- (37)「工事帳票」とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
- (38)「工事書類」とは、工事写真及び工事帳票をいう。

- (39)「契約関係書類」とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を通じて受注者から発注者へ又は発注者から受注者へ提出される書類をいう。
- (40)「工事管理台帳」とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元を取りまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録を取りまとめた品質記録台帳をいう。
- (41)「工事完成図書」とは、工事完了時に納品する成果品をいう。
- (42)「電子成果品」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
- (43)「工事関係書類」とは、契約図書、契約関係書類、工事書類及び完成図書をいう。
- (44)「工事検査」とは、検査職員が契約書第31条、第38条に基づいて、給付の完了の確認を行うことをいう。
- (45)「検査職員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (46)「同等品以上の品質」とは、本仕様書で指定する品質又は仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。
なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- (47)「SI」とは、国際単位系をいう。
- (48)「現場発生産品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- (49)「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。
- (50)「善良なる管理者の注意」とは、管理義務を負う者が、その管理義務が完了するまでの間、社会通念上一般的に要求される程度の注意をいう。

3. 現場代理人及び主任技術者等

- (1)受注者は、契約書第10条第1項第1号から第3号に掲げるものを定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらのものを変更したときも同様とする。
- (2)現場代理人の権限及び行使等は、契約書第10条第2項から第4項に規定した事項とする。
- (3)現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、契約書第10条第5項に規定した事項とする。

4. 契約図書

- (1)受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
- (2)受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、確認に際して監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、従わなければならない。
- (3)受注者は、契約の目的のために必要とする場合以外は、契約図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

5. 請負代金内訳書

- (1)受注者は、契約書第3条に規定する請負代金内訳書を所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
- (2)監督職員は、請負代金内訳書の内容に関し、受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

6. 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

7. 施工計画書

- (1)受注者は、工事着手前に、工事を完成するために必要な手順や工法について記載した全体施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
この場合、受注者は施工計画書に次の事項について記載しなければならない。
なお、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
また、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ① 工事概要 | ② 計画工程表 |
| ③ 現場組織表 | ④ 指定機械 |
| ⑤ 主要船舶・機械 | ⑥ 主要資材 |
| ⑦ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。） | |
| ⑧ 施工管理方法 | |
| ⑨ 安全管理 | |
| ⑩ 緊急時の体制及び対応 | ⑪ 交通管理 |
| ⑫ 環境対策 | ⑬ 現場作業環境の整備 |
| ⑭ 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法 | |
| ⑮ その他 | |

- (2)受注者は、施工計画書を遵守し施工に当たらなければならない。
- (3)受注者は、設計図書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
- (4)受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

8. 工事实績情報の登録

- (1)受注者は、受注時又は変更時において、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、適宜登録機関に登録しなければならない。
- (2)登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額。）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。
- (3)登録に際しては、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた上、原則として、次に示す期間内に登録するものとする。

- ① 工事受注時 契約締結後 10 日以内（ただし、土、日曜及び祝日等は除く。）
- ② 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内（ただし、土、日曜及び祝日等は除く。）
- ③ 工事完了時 工事完了後 10 日以内（ただし、土、日曜及び祝日等は除く。）

なお、変更時と工事完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

- (4) 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として、登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

9. 監督職員

- (1) 当該工事における監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。

- (2) 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容を確認する。

10. 契約監督職員

受注者は、発注者より契約監督職員の配置が通知された場合には、次の各号によらなければならない。

- ① 契約監督職員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その工事に協力しなければならない。

また、書類（計画書、報告書、データ、図面等。）の提出に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ただし、契約監督職員は契約書第 9 条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の可否等の権限は有しない。

- ② 監督職員から受注者に対する指示又は通知等を契約監督職員を通じて行った場合は、監督職員から直接指示又は通知があったものとする。

- ③ 監督職員の指示に対して受注者が、監督職員に対して行う報告又は通知は、契約監督職員を通じて行うことができるものとする。

11. 工事用地等の使用

- (1) 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

- (2) 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上、受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。

なお、この場合において、工事の施工上、受注者が使用する用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場。）及び型枠又は鉄筋作業場等、専ら受注者が使用する用地及び構造物掘削等に伴う用地をいう。

- (3) 受注者は、工事の施工上、必要な土地等を第三者から借地したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

- (4) 受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。

なお、工事の途中において発注者が返還要求したときも同様とする。この場合において、受注者は復旧に要した費用に関して、発注者に異議を申し立てることができない。

(5)受注者は、提供を受けた用地を工事中仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

12. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始期日以降 30 日以内に着手しなければならない。

13. 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ① 受注者は、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- ② 下請負者が環境省の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止又は指名停止期間中ではないこと。
- ③ 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

14. 施工体制台帳

- (1)受注者は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (2)受注者は、前項に示す発注者の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (3)第 1 項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む。）及び第 1 項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ。）に、工事現場内において、工事名、工期、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。
- (4)第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

15. 受注者相互の協力

受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき、隣接工事又は関連工事（復旧関連工事を含む。）、本工事と関連のある調査業務等の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互協力しなければならない。

16. 調査・試験に対する協力

- (1)受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
- (2)受注者は、当該工事が発注者の実施する労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - ① 調査票等に必要事項を記入し、及び提出すること。
 - ② 発注者が調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合にお

いて、その実施に関すること。

- ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い、就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。
 - ④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合において、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めること。
- (3)受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後も同様とする。
- (4)受注者は、当該工事が予決令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。
- ① 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際しては、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 - ② 受注者は、第 2 章 8. 施工計画書に基づく施工計画書の提出に際してその内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 - ③ 受注者は、間接工事費等経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、調査票等については、別途監督職員が指示する。
 - ④ 受注者は、間接工事費等経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合には、これらに応じなければならない。
- なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は、了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。
- (5)受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。
- また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

17. 工事の一時中止

- (1)発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。
- なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第 2 章 44. 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
- ① 工事着手後に、特定猛禽類の生息、貴重植物の生育等環境問題等の発生により、工事の続行が不適當又は不可能となった場合。
 - ② 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合。
 - ③ 関連する他の工事等の進捗が遅れたため、工事の続行が不適當と認めた場合。
 - ④ 第三者、受注者、作業員及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。
- (2)発注者は、受注者が契約図書に違反又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について、一時中止を命じることができる。

- (3)第1項及び第2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持管理に関する基本計画書を、監督職員を通じて発注者に提出するものとする。また、受注者は、工事の再開に備え工事現場を直接に保全しなければならない。

18. 工期変更

- (1)契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。
- (2)受注者は、契約書第18条第5項又は第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに、工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。
- (3)受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部又は一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに、工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- (4)受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに、工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- (5)受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに、工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- (6)設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

19. 支給材料及び貸与品

- (1)受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2)受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- (3)受注者は、工事完成時（完成前にあっても、工事工程上、支給品の精算が行えるものについては、その時点。）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
- (4)受注者は、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を、その使用予定日の14日前までに監督職員に提出しなければならない。
- (5)契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
- (6)受注者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合は、監督職員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

- (7)受注者は、支給材料及び貸与品の修理を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- (8)受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
- (9)支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

20. 工事現場発生品

- (1)受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、併せて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
- (2)受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引渡しとともに、併せて発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

21. 建設副産物

- (1)受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとする。

また、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。
- (2)受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督職員に提示しなければならない。
- (3)受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(平成14年国土交通事務次官通達)、再生資源の利用の促進について(平成3年建設大臣官房技術審議官通達)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(平成18年国土交通事務次官通達)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- (4)受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
- (5)受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
- (6)受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

22. 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等、工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略できる。

23. 監督職員による検査(確認を含む。)及び立会等

- (1)受注者は、設計図書に従って工事の施工について監督職員の立会を受ける場合は、あらかじめ別に定める立会願いを監督職員に提出しなければならない。
- (2)監督職員は、工事が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために、必要に応じて工

事現場に立ち入り、立会し、併せて資料等を請求できるものとする。その際、受注者はこれに協力しなければならない。

- (3)受注者は、監督職員による検査（確認を含む。）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料等の整備をするものとする。
- (4)監督職員による検査（確認を含む。）及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。
ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
- (5)受注者は、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む。）に合格した場合であっても、契約書第 17 条及び第 31 条に規定する義務を免れないものとする。
- (6)受注者は、監督職員に完了時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

24. 工事完了検査

- (1)受注者は、契約書第 31 条の規定に基づき、工事完了通知書を監督職員に提出しなければならない。
- (2)受注者は、工事完了通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - ① 設計図書（追加、変更指示を含む。）に示される全ての工事が完了していること。
 - ② 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき監督職員の請求した改造が完了していること。
 - ③ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料整備が全て完了していること。
 - ④ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- (3)発注者は、工事完了検査に先立ち、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- (4)検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる項目の検査を行うものとする。
 - ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - ② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- (5)検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。
- (6)修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
- (7)受注者は、当該工事完了検査については、第 2 章 23. 監督職員による検査（確認を含む。）及び立会等の規定を準用する。

25. 部分引渡しに係る検査

- (1)受注者は、契約書第 37 条の規定に基づく、部分払いの確認の請求を行った場合又は契約書第 38 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、部分引渡しに係る検査を受けなければならない。
- (2)受注者は、契約書第 37 条の規定に基づく、部分払いの確認の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (3)発注者は、部分引渡しに係る検査に先立ち、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- (4)検査を行う職員は、監督職員等及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる項目検査を行うものとする。

- ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - ② 工事管理状況について、書類、記録及び写真等
- (5)受注者は、検査を行う職員の指示による修補については、第2章24. 工事完了検査(5)の規定に従うものとする。
- (6)受注者は、当該部分引渡し検査については、第2章23. 監督職員による検査(確認を含む。)及び立会等の規定を準用する。

26. 部分使用

- (1)発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。
- (2)受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、第2章23. 監督職員による検査(確認を含む。)及び立会等の規定を準用し、監督職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む。)を受けるものとする。
- (3)(2)記載の品質及び出来形等の検査(確認を含む。)時に、不可視になる施工箇所がある場合には、中間技術検査(確認)を当該検査に替えることができるものとする。

27. 施工管理

- (1)受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
- (2)監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は受注者の負担とする。
- ① 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - ② 管理試験結果が、限界値に異常接近した場合
 - ③ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - ④ 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合
- (3)受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した表示板を設置し、工事完成後は速やかに撤去しなければならない。
- ただし、掲示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。
- (4)受注者は、工事期間中、現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- (5)受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設等への影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
- 影響が生じた場合には、直ちに監督職員へ連絡し、対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。
- また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合は、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- (6)発注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう、作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における受注者の良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- (7)受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。
- なお、工事履行報告書については、本仕様書の別紙-4を参考とする。
- (8)受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関に通報するとともに、監督職員へ連絡し、その対応について指示を受けるものとする。

(9)受注者は、出来形管理基準及び品質基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

なお、出来形管理基準及び品質基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

(10)受注者は、作業実施中において、別紙-2「工事施工管理基準」により作業管理を行い、作業終了後、その記録を監督職員に提出しなければならない。ただし、作業の規模、作業条件等により、この基準により難しい場合は、監督職員の指示により他の方法によることができるものとする。

28. 工事関係者に対する措置請求

(1)発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

(2)発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

29. 工事中の安全確保

(1)受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達。）、建設工事公衆災害防止対策要綱土木編（建設省経建第15号）、港湾工事安全施工指針（（社）日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）及び作業船団安全運行指針（（社）日本海上起重技術協会）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

(2)受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼす等の施工をしてはならない。

(3)受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して、支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

(4)受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。

(5)受注者は、工事現場付近における事故防止のために一般の立ち入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立ち入り禁止の標示板等を設けなければならない。

(6)受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

(7)受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう、作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

(8)受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

② 当該工事内容等の周知徹底

- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - ④ 当該工事における災害対策訓練
 - ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項
- (9)受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
- (10)受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は提示するものとする。
- (11)受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- (12)受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整をおこなうため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- (13)監督職員が、労働安全衛生法（平成 27 年改正法律第 17 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- (14)受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（平成 27 年改正法律第 17 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、放射線による健康障害、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- (15)受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。
- (16)受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督職員に報告しなければならない。
- (17)受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
- (18)受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

30. 爆発及び火災の防止

- (1)受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によるものとする。
- ① 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。
なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。
 - ② 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し、保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
- (2)受注者は、火気の使用については、以下の規定によるものとする。
- ① 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、

消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

- ② 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- ③ 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- ④ 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

31. 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

32. 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。

33. 環境対策

(1) 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

(2) 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、監督職員に連絡しなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

(3) 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を、監督職員に提出しなければならない。

(4) 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、工事の廃材、残材等を海中等に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

(5) 受注者は、工事の施工にあたり別表 1-1 環境対策に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する機械又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(6) 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、

当該 特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

(7)受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

(8)受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

(9)受注者は、作業の実施にあたっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督職員に提出しなければならない。

万が一、公道を汚した場合は速やかに清掃を実施すること。

(10)受注者は、環境省「環境配慮の方針」及び「環境マネジメントシステム」の方針に基づき、環境影響の低減を図るため、環境に配慮した作業計画を計画書に記載し、これを実施すること。

34. 文化財の保護

(1)受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、作業員等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

(2)受注者が工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

35. 交通安全管理

(1)受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を与えた場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

(2)受注者は、工事車両による土砂、工事用資材及び機械等の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

(3)受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事については、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等、輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」（平成5年建設省技調発第161号 建設省予監発第32号）に従うものとする。

- (4)発注者が工事用道路と指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- (5)受注者は、仕様書等に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- (6)公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。
- (7)受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知等、必要な安全対策をしなければならない。
- (8)受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない(別表1-2 一般的制限値を参照。)
ここでいう車両とは、人が乗車し又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合には、この牽引されている車両を含む。
- (9)受注者は、設計図書において指定された作業用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、作業用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- (10)受注者は、指定された作業用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等が記載された計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、所要の手続をとるものとし、環境省が特に指示する場合を除き、標識の設置その他必要な措置を行わなければならない。

36. 施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)又は部分使用施設(契約書第33条の適用部分。)について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

37. 諸法令の遵守

(1)受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な推進を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は、別表1-3に示すとおりである(別表1-3 主な諸法令一覧を参照。)

(2)受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしなければならない。

(3)受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適切であり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員と協議しなければならない。

38. 官公庁等への手続き等

(1)受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

(2)受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより、実施しなければならない。

(3)受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

(4)受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

(5)受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(6)受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもって解決にあたらなければならない。

(7)受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。

なお、受注者は、交渉に先立ち監督職員に連絡の上、これら交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

(8)受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

39. 施工時期及び施工時間の変更

(1)受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

(2)受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由及び作業内容を書面により監督職員に提出するものとする。

40. 工事測量

(1)受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差違を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる選定は、監督職員の指示を受けなければならない。

また、受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

(2)受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。なお、変動や損傷が生じた場合は監督職員に連絡し、速やかに水準点測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

(3)受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。

ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

(4)受注者は、工事施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

(5)水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準として行うものとする。

41. 不可抗力による損害

- (1)受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 29 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに天災その他の不可抗力による損害通知書を、監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。
- (2)契約書第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - ◆波浪、高潮が想定されている設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合。
 - ◆降雨に起因する場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - ① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上
 - ② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上
 - ③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上
 - ④ その他設計図書で定めた基準
 - ◆最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合。
 - ◆河川の水位がはん濫注意水位以上となり又はそれに準ずる出水が発生した場合（工事箇所が河川沿いである場合に限る。）
 - ◆地震、津波、豪雪が発生し、かつ、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件も被害を及ぼしたと認められる場合。
 - ◆気象庁が「特別警報」を出した場合。
- (3)契約書第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 26 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

42. 特許権等

- (1)受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。
- (2)発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

43. 保険及び事故の補償

- (1)受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする、これらの保険に加入しなければならない。
- (2)受注者は、工事に関して生じた雇用者等の負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任を持って適正な補償をしなければならない。
- (3)受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

44. 臨機の措置

- (1)受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。
- (2)監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確認及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

45. 守秘義務

- (1)受注者は、本工事の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2)受注者は、本工事の結果（本工事の過程において得られた記録を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡させてはならない。
ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (3)受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を施工計画書に記載される者以外には秘密とし、また、本工事の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4)受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を本工事の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- (5)取り扱う情報は、本工事のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- (6)受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報について、本工事完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7)受注者は、本工事の遂行において貸与された情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

46. 個人情報の取り扱い

- (1)受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改竄又は棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2)受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (3)受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
- (4)受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための目的以外の目的のために個人情報を自ら利用又は提供してはならない。
- (5)受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。
- (6)受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱を伴う事務を再委託してはならない。
- (7)受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生又は発生のおそれがあることを知ったときは、速やかに

発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

なお、発注者の指示があった場合は、これに従うものとする。また、契約が終了又は解除された後においても同様とする。

- (8)受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され又は受注者が収集若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、破棄又は消去等別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

- (9)発注者は、受注者における個人情報の管理状況について適時確認できるものとする。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について、報告を求め又は検査することができる。

- (10)受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定する等管理体制を定めなければならない。

- (11)受注者は、従事者に対し、在職中又は退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

47. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1)受注者は、受注工事の開始時に、受注工事に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について発注者に書面で提出すること。

- (2)受注者は、発注者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、受注工事において受注者が作成する情報については、監督職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3)受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において受注工事に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて監督職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4)受注者は、発注者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受注工事において受注者が作成した情報についても、監督職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5)受注者は、受注工事の終了時に、本工事で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

48. 中立公平性の確保

- (1)受注者は、環境省が今後発注する、本工事に係る発注者支援業務（発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ。）に係る入札に参加してはならない。

- (2)受注者は、本工事の全部又は一部を、本工事に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委託し又は請け負わせてはならない。なお、発注者支援業務の受注者と

の間において、次の 1) 又は 2) の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し又はその出資額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官（又は監督職員、調査職員等）から通知する。

(3) 受注者は、本工事に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から受託し又は請け負ってはならない。

なお、本工事に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に環境省担当官（又は監督職員、調査職員等。）から通知する

(4) 受注者は、本工事に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者から、本工事に係る人員等の出向・派遣を受けてはならない。

なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の 1) 又は 2) の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し又はその出資額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官（又は監督職員、調査職員等。）から通知する。

(5) 受注者が前各項に違反する場合、環境省は受注者と締結した本工事に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

49. 工事完了図書

(1) 受注者は、本工事における記録及び結果、作業日報並びに作業記録写真等について、取りまとめる。

なお、提出に際しては、監督職員の確認を受けるものとする。

(2) 提出する成果物については、次の①から③に掲げるものとする。

また、工事完了図書及び DVD を提出するにあたっては、別添様式のとおり、添書（目録）等を付すこと。

① 工事完了図書 : 3 式

工事完了図書の内容については以下のとおりとする。

- ・ 施工計画書
- ・ 完了通知書
- ・ 出来形数量総括表
- ・ 出来形管理表
- ・ 工事写真
- ・ 実施工程表
- ・ 出来形図面 1 式 (A1 サイズ)
- ・ その他

② 工事関係書類の電子データを収納した電子媒体 (DVD-R) : 3 式

③その他監督職員が指示するもの

(3)提出場所

福島地方環境事務所 放射能汚染廃棄物対策第二課

50. 報告書作成要領

(1) 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 206 頁、表 3 参照。）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 207 頁、表 4 参照。）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は監督職員と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

(2) 電子データの仕様

①Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

②使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章； Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office 2010(バージョン 14)」以降で作成したもの。）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office 2010(バージョン 14)」以降で作成したもの。）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

③②による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

④以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

⑤ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

(3)その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

第3章 工事の内容

本工事は、情報発信拠点本体施設の建設、駐車場の整備、周辺整備等、情報発信拠点の運営に必要な各種施設・設備の整備等を行う。（「設計図面」「数量総括表」等参照のこと。）

別紙一1に示す事業用地以外で、本工事の実施に伴い使用する用地の補償その他の補償に係る費用は受注者の負担によるものとする。

1. 情報発信拠点建設工事

情報発信拠点建設工事として、以下の施設及び設備等を整備する。

下記に記載のない機器においても、機能を発揮するために必要なものについては受注者において調達して設置すること。

(1) 本体施設

情報発信拠点として、新たな施設を建設する。詳細は設計図面参照のこと。

- ・構造：鉄骨造地上1階
- ・延床面積：約557㎡
- ・裏玄関、ロッカー室、倉庫、脱衣室、前室、身障者用便所、男子便所、女子便所、風除室、ホール、会議室、展示室、事務室、コミュニケーションスペース

(2) モニタリングフィールド

住民参加型のモニタリングフィールドを建設する。詳細は設計図面参照のこと。

- ・園路

(3) アクセス道路

住民参加型のモニタリング調査地点へのアクセスを可能とする道路を建設する。詳細は設計図面参照のこと。

- ・道路、排水工、集水枡、函渠、フェンス

第4章 材 料

第1節 一般事項

1. 適用

本工事で使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本第4章に示す規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

2. 工事材料の品質

(1) 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

なお、JIS規格品のうち、JISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という。）については、JISマーク表示状態を示す写真等、確認資料の提示に替えることができる。

(2) 中等の品質

契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。

(3) 試験を行う工事材料

受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS 又は設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

なお、JIS マーク表示品については、試験を省略できる。

(4) 見本、品質証明資料

受注者は、設計図書において指定された工事材料について、工事材料を使用するまでに見本又は品質を証明する資料を監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし、見本品又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

(5) 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに購入する材料については、再度確認を受けなければならない。

(6) 海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうち、JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査書あるいは日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。

なお、海外で生産された建設資材を用いる場合は、別表 2-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材に示す、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

第 2 節 工事材料

1. 土

工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。

2. 石

(1) 石材

天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5003 (石材)

(2) 割ぐり石

割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5006 (割ぐり石)

(3) 雑割石

雑割石の形状は、概ねくさび形とし、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。

前面は、概ね四辺形であって、二稜辺の平均の長さが控長の 2/3 程度のものとする。

(4) 雑石

雑石は、天然石又は破碎石とし、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。

(5) 玉石

玉石は、天然に産して丸みをもつ石で、形状は概ね径 15cm~25cm の卵体とし、表面が粗雑なもの、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。

(6) その他の砂利、碎石、砂

① 砂利、碎石

砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、本仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

② 砂

砂の粒度及びごみ、どろ、有機不純物等の含有量は、本仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

3. 骨 材

(1)一般事項

① 適合規格

道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、別表 2-2 骨材の規格に適合するものとする。

② 骨材の貯蔵

受注者は、骨材を寸法別及び種別に貯蔵しなければならない。

③ 有害物の混入防止

受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。

④ 粒度調整路盤材等の貯蔵

受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。

⑤ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵

受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材又は細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合には、防水シート等で覆い、雨水がかからないようにしなければならない。

⑥ 石粉、石灰等の貯蔵

受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合には、防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫等を使用しなければならない。

⑦ 海砂使用の場合の注意

受注者は、細骨材として海砂を使用する場合、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。

⑧ 海砂の塩分の許容限度

受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シーす内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対して NaCl に換算して 0.03%以下としなければならない。

(2)セメントコンクリート用骨材

① 細骨材及び粗骨材の粒度

細骨材及び粗骨材の粒度は、別表 2-3 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度範囲の規格、別表 2-4 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度範囲の規格に適合するものとする。

② 細骨材及び粗骨材の使用規定

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予想される気象作用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてもよいものとする。

③ 使用規定の例外

気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条 2 項を適用しなくてもよいものとする。

④ 使用不可の細骨材及び粗骨材

化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。

ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。

⑤ すり減り減量の限度

舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すり減り試験を行った場合のすり減り減量が、25%以下のものを使用するものとする。

(3)アスファルト舗装用骨材

① 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度

砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、別表 2-5 砕石の粒度、別表 2-6 再生砕石の粒度、別表 2-7 再生粒度調整砕石の粒度の規格に適合するものとする。

② 砕石の材質

砕石の材質は、別表 2-8 安定性試験の限度の規格に適合するものとする。

③ 砕石の品質

砕石の品質は、別表 2-9 砕石の品質に適合するものとする。

④ 鉄鋼スラグ

鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長くない又は扁平でないもの、ごみ、泥、有機物等を含まないものとする。その種類と用途は別表 2-10 鉄鋼スラグの種類と主な用途によるものとする。

また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格は JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。

⑤ 鉄鋼スラグ（路盤材用）

路盤材に用いる鉄鋼スラグは、別表 2-11 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。

⑥ 鉄鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用）

加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表 2-12 鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格に適合するものとする。

⑦ 砂

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）等を用い、粒度は混合物に適合するものとする。

⑧ スクリーニングス粒度の規格

スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、別表 2-13 スクリーニングス粒度の規格に適合するものとする。

⑨ アスファルト用再生骨材

再生アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、別表 2-14 アスファルトコンクリート再生骨材の品質の規格に適合するものとする。

(4) フィラー

① フィラー

フィラーは石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等を用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は 1.0% 以下のものを使用する。

② 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、別表 2-15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲の規格に適合するものとする。

③ 石灰岩以外の石粉の規格

フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、別表 2-16 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定に適合するものとする。

④ 消石灰の品質規格

消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定されている生石灰（特号及び 1 号。）、消石灰（特号及び 1 号。）の規格に適合するものとする。

⑤ セメントの品質規格

セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）及び JIS R 5211（高炉セメント）規格に適合するものとする。

(5) 安定材

① 瀝青材の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材量の品質は、別表 2-17 舗装用石油アスファルトの規格及び別表 2-18 石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

② セメント安定処理に使用するセメント

セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）及び JIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。

③ 石灰安定処理に使用する石灰

石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定される生石灰（特号及び 1 号）、消石灰（特号及び 1 号。）又はそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

4. 木材

(1) 一般事項

工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。

(2) 寸法表示

設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とする。

5. 鋼材

(1) 一般事項

工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。

(2) 鋼材取扱いの注意

受注者は、鋼材をじんあいや油脂類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。

(3) 鋼材の規格

工事に使用する鋼材は、別表 2-19 鋼材の規格に適合するものとする。

6. セメント及び混和材料

(1) 一般事項

① 工用セメント

工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。

② セメントの貯蔵

受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫（以下「サイロ等」という。）に、品質別に区分して貯蔵しなければならない。

③ サイロ等の構造

受注者は、セメントを貯蔵するサイロ等の、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。

④ 異常なセメント使用時の注意

受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを使用してはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確認しなければならない。

⑤ セメント貯蔵の温度、湿度

受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くないようにしなければならない。

⑥ 混和剤の貯蔵

受注者は、混和剤にごみ、その他の不純物が混入しないように貯蔵しなければならない。液状混和剤は、分離、変質、凍結等が生じないように、粉末状の混和剤は吸湿、固結しないようにしなければならない。

⑦ 異常な混和剤使用時の注意

受注者は、貯蔵中は前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これを用いる前に、試験を行い、性能が低下していないことを確認しなければならない。

⑧ 混和剤の使用順序

受注者は、混和剤を防湿的なサイロ等に品種別に区分して貯蔵し、入荷順にこれを用いなければならない。

⑨ 異常な混和材使用時の注意

受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確認しなければならない。

(2)セメント

① 適用規格

セメントは、別表 2-20 セメントの種類に適合するものとする。

② 普通ポルトランドセメントの規定

コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、③普通ポルトランドセメントの品質及び④原材料、検査等の規定に適合するものとする。

なお、小規模工種で、1 工種当たりの総使用量が 10m³ 未満の場合は、適用を除外することができる。

③ 普通ポルトランドセメントの品質

普通ポルトランドセメントの品質は、別表 2-21 普通ポルトランドセメントの品質に適合するものとする。

④ 原材料、検査等の規定

原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210（普通ポルトランドセメント）の規定によるものとする。

(3)混和材料

① 適用規格

混和剤として用いるフライアッシュは、JIS A 6201（コンクリート用フライアッシュ）の規格に適合するものとする。

② コンクリート用膨張材

混和剤として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202（コンクリート用膨張材）の規定に適合するものとする。

③ 高炉スラグ微粉末

混和剤として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）の規格に適合するものとする。

④ 混和剤の適合規格

混和剤として用いる AE 剤、減水剤、AE 減水剤、高性能 AE 減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。

⑤ 急結剤

急結剤は、「コンクリート標準仕方書（基準編） JSCE-D 102-2005 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）（平成 22 年土木学会）の規格に適合するものとする。

(4)コンクリート用水

① 練混ぜ水

コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道又は JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書 C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水。）の規格に適合するものとする。

また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を浸す物質を有害量含んではならない。

② 海水の使用禁止

受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配慮しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認した上で、練混ぜ水として用いてよいものとする。

7. コンクリート

(1)土木

土木で使用するコンクリートは、国土交通省「土木工事共通仕様書第 1 編共通編 第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート」を基準とする。

(2)建築

建築で使用するコンクリートは、国土交通省「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事（2015）」を基準とする。

8. セメントコンクリート製品

(1) 一般事項

① 一般事項

セメントコンクリート製品は、有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。

② 塩化物含有量

セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化イオン (Cl⁻) の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは 0.30kg/m³ 以下とする。

なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

③ アルカリ骨材反応抑制対策

受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成 14 年国土交通大臣官房技術審議官通達）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成 14 年国土交通大臣官房技術審議官通達）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。

(2) セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は、別表 2-22 セメントコンクリート製品の規格に適合したものである。

9. 瀝青材料

舗装用石油アスファルトは、第 4 章第 2 節 3(5)安定材①の別表 2-17 舗装用石油アスファルトの規格及び別表 2-18 石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

10. 目地材料

(1) 注入目地材

① 一般事項

注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかも、ひび割れが入らないものとする。

② 注入目地材

注入目地材は、水に溶けず、また、水密性のものとする。

③ 注入目地材の物理的性質

注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。

④ 注入目地材

注入目地材で加熱施工式のもの、加熱した時に分離しないものとする。

(2) 目地板

目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ、耐久性に優れたものとする。

11. 塗料

(1) 一般事項

受注者は、JIS 規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈材は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。

(2) 塗料の調合

受注者は、塗料は工場調合したものを使用しなければならない。

(3) さび止めに使用する塗料

さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とする。

(4) さび止め塗料の規格

一般鋼構造物等に使用するさび止め塗料若しくは下塗塗料は、以下の規格に適合したものとする。

JIS K 5621 一般用さび止めペイント

JIS K 5623 亜酸化鉛さび止めペイント

JIS K 5625 シアナミド鉛さび止めペイント

JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント

(5) 塗料の保管

受注者は、塗料を直射日光が受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び法規を遵守しなければならない。

(6) 塗料の有効期限

塗料の有効期限は、ジンクリッジペイントの亜鉛粉末は製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造12ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料を使用してはならない。

12. 土木シート

(1) 土木シートの種類

土木シートには、遮水シート、保護マット、吸出し防止シート（遮水シート）、軟弱地盤補強シート（土木安定シート：ジオテキスタイル）等がある。その種類は、別表2-23 土木シートの種類による。

(2) 各土木シートの品質

① 使用する土木シート

使用する土木シート材（遮水シート、保護マット。）については、別表2-24 下部シートの品質・性能基準に適合していること。

② 吸い出し防止材

吸い出し防止材（透水シート）の品質は、別表2-25 吸い出し防止材（透水シート）の品質基準に適合していること。

③ 軟弱地盤補強シート

軟弱地盤補強シート（土木安定シート）の品質は、別表2-26 軟弱地盤補強シート（土木安定シート）の品質基準に適合していること。

(3) 再生土木シート

① 品質・性能

再生土木シート材については、別表2-27 再生土木シートの品質・性能、含有率の基準に適合していること。

② 再生資源の含有率

再生土木シートは、別表2-27 再生土木シートの品質・性能、含有率の基準以上の再生資材を含有していること。

ただし、再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には、この限りではない。

13. 土のう

(1) 土のうの種類

土のうには、普通土のうと大型土のう、また、耐久年数が1年程度の一般土のう、耐久年数が2年程度の耐候性土のうがある。

(2) 土のうの品質基準

土のうの品質基準は、使用目的、期間により選定する。

14. 発生材の再利用

(1) 一般事項

発生材とは、建設工事等（解体・撤去工事等を含む。）に伴い発生したコンクリート殻、アスファルト殻、木材（伐採木等を含む。）、鋼材等をいう。

(2) 発生材の利用基準等

【共通】

a. 放射性物質による汚染度合いが、「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用

等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」(平成 25 年内閣府原子力災害対策本部他)に適合していること。

- b. 六価クロム溶出基準値を超えないこと。公共用水域の水質環境基準と同じ 0.05 mg/l と定める。
- c. 不純物が大量に混じっていないこと。特に石綿含有産業廃棄物は含まないこと。
- d. コンクリート塊からの溶出水は高PHになるため、それを低減するための十分な放置期間を有していること。

(3) 発生材の用途及び品質等

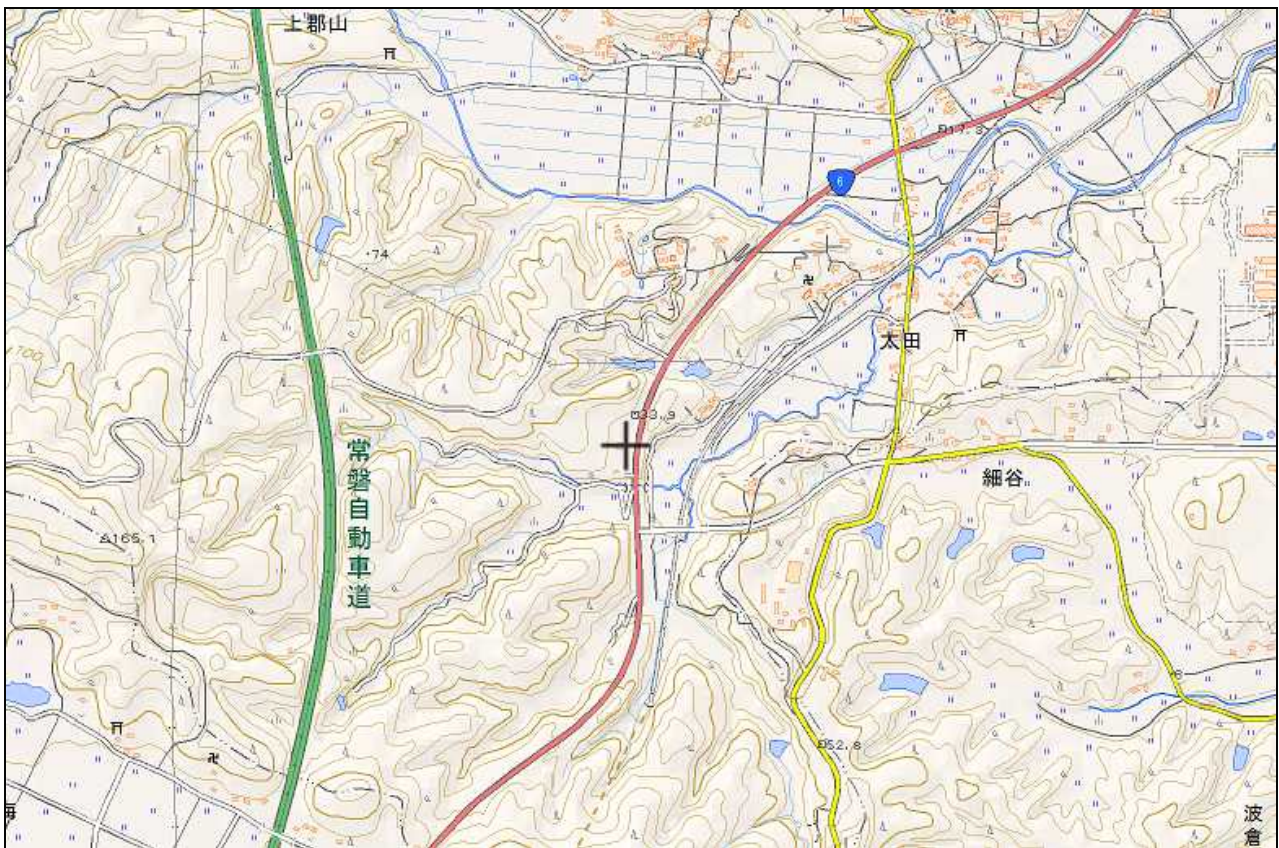
【盛土材】

- a. 最大粒径 100 mm以下。
- b. 粒度 径 37.5 mm以上の混入率 40 %以下。
- c. 強度 コーン指数 400 kN/m^2 (200 kN/m^2)。

【舗装材】

- a. JIS A5001 (道路用砕石) の規定に適合すること。
- b. 「舗装再生便覧」の規定に適合すること。

別紙-1 工事箇所案内図



工事箇所案内図

別紙－2 工事施工管理基準

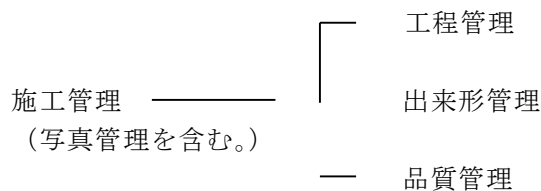
1. 目的

この工事施工管理基準は対策地域内廃棄物処理関連工事等の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質確保を図ることを工事目的とする。

2. 適用

この基準は、環境省が発注する対策地域内廃棄物処理関連工事等における土木工事及びその他これらに類する工事（建築工事、機械設備工事、電気設備工事及びプラント工事等をいう。）の施工に伴う第2章 27. 施工管理の規定に基づいて定めたものである。ただし、仕様書に規定されていない事項については、国土交通省編「土木工事施工管理基準及び規格値」、「写真管理基準」等を準拠する。

3. 管理の構成



4. 管理の実施

- ① 受注者は、工事の施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- ② 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- ③ 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- ④ 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理の下に保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完了時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

- ① 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式等。）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。
- ② 第2章 27. 施工管理に基づいて作業計画書の作業工程表を提出するものとする。
- ③ 工事の進行管理は、計画と実施とを対比させた工程表により行うものとする。
- ④ 工程表を変更する必要がある場合は、遅滞なく変更工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、提出を省略することができる。
- ⑤ 作業日報

着手から完了までの日について、天候、作業場所、作業内容、出役人員、概略の出来形数量、使用機械及び指示、承諾、協議事項等を記入した作業日報を作成しておかななければならない。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、仕様書で指定するものを実施するものとする。

(4) 写真管理

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理の下に保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完了時に提出しなければならない。

(参考) 写真管理方法

(1) 工事記録写真の目的

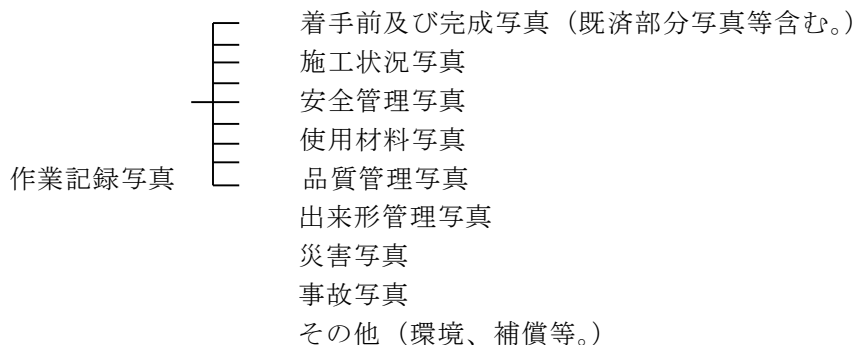
工事記録写真は、工事施工の証拠として撮影するものとし、工事着手前の状況から工事完了に至るまで工事の経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。

(2) 適用

作業記録写真はデジタルカメラとし、撮影から提出までに適用する。

(3) 作業記録写真の分類

作業記録写真は、以下のように分類する。



(4) 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判別できるように被写体とともに写しこむものとする。

- a. 工事名
- b. 工種等
- c. 測点（位置）
- d. 設計寸法
- e. 実測寸法
- f. 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した頻度で撮影するものとする。

(5) 撮影の留意事項

- ① 写真撮影にあたり準備すべき器材は、次のとおりとする。
 - a. 作業名、作業種、作業内容、日時、その他記事欄等を表示した黒板
 - b. 写真機（予備を用意しておくこと。）
 - c. 被写体の寸法を表示するロッド、ポール、リボンテープ等
- ② 作業の過程、出来形確認、不可視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるから、その撮影は時期を失しないよう作業の進行と

並行して、適切かつ正確に行わなければならない。

- ③ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む。）が確認できるよう、特に注意して出来形部分撮影するものとする。
- ④ 撮影後は、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
万一、撮影が不完全な場合は、速やかに撮り直しを行うものとし、再撮影不能なもの、撮り落したものについては、直ちに監督職員に報告して、その指示を受けなければならない。
- ⑤ 被写体には、必ず所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
- ⑥ 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。
- ⑦ 局部的なものであっても、作業完了後、その部分が全体の中でどの部分であるかを明確にするため、局部とともに全体も撮影しておかなければならない。
- ⑧ 事前・事後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。また、実行前の写真になるべく作業後も残る物体を入れて撮影しなければならない。
- ⑨ 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

(6) 写真の省略

作業記録写真は以下の場合に省略するものとする。

- ① 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ② 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況の分かる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- ③ 監督職員等が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

(7) 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

- ① 写真はカラーとする。
- ② 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。

(8) 整理及び提出

撮影した写真原本を電子媒体に格納し、併せて本仕様書に示す部数を印刷して、監督職員に提出するものとする。仕様については以下のとおりとする。

- ① 記録形式は JPEG とし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上、決定する。
- ② 提出する印刷物の大きさは A4 サイズ、写真は1ページ当たり3枚構成とし、300dpi以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等通常の使用で3年程度顕著な劣化が生じないものとする。
- ③ 電子媒体は DVD-R を原則とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、その他の媒体も提出できるものとする。

なお、属性情報、フォルダ構成等については監督職員と協議の上で決定する。また、納品する媒体は、提出前に信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

④ 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

なお、この場合において、撮影時刻を明らかにするため補正を行った写真の元となった写真を併せて提出する。

別紙－3 別表一覧、様式

1. 別表一覧（環境対策、一般的制限値、主な諸法令一覧、材料品質規格表等。）
2. 様式（様式 1、様式 2、工事関係提出書類様式。）

別表 1-1 環境対策

機 種	備 考
一般工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機。) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下。)を搭載した建設機械に限る。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

別表 1-2 一般的制限値

車両諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m。)
重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t。)
軸 重	10.0t
隣接軸重 の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に関する軸重が9.5t以下の場合は19t。)、 1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

別表 1-3 主な諸法令一覧（各法令の最新のものに従うこと。）

(1)	会計法	(2)	建設業法	(3)	下請代金支払遅延等防止法
(4)	労働基準法	(5)	労働安全衛生法	(6)	作業環境測定法
(7)	じん肺法	(8)	雇用保険法	(9)	労働者災害補償保険法
(10)	健康保険法	(11)	中小企業退職金共済法	(12)	建設労働者の雇用の改善に関する法律
(13)	出入国管理及び難民認定法	(14)	道路法	(15)	道路交通法
(16)	道路運送法	(17)	道路運送車両法	(18)	砂防法
(19)	地すべり防止法	(20)	河川法	(21)	海岸法
(22)	港湾法	(23)	港則法	(24)	漁港法
(25)	下水道法	(26)	航空法	(27)	公有水面埋立法
(28)	軌道法	(29)	森林法	(30)	環境基本法
(31)	火薬類取締法	(32)	湖沼水質保全特別措置法	(33)	振動規制法
(34)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(35)	文化財保護法	(36)	砂利採取法
(37)	電気事業法	(38)	消防法	(39)	測量法
(40)	建築基準法	(41)	都市公園法	(42)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(43)	土壤汚染対策法	(44)	自然環境保全法	(45)	自然公園法
(46)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(47)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(48)	資源の有効な利用の促進に関する法律
(49)	技術士法	(50)	計量法	(51)	厚生年金保険法
(52)	労働保険の保険料徴収に関する法律	(53)	最低賃金法	(54)	職業安定法
(55)	所得税法	(56)	著作権法	(57)	電波法
(58)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(59)	警備業法	(60)	毒物及び劇物取締法
(61)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(62)	公共工事の品質確保の促進に関する法律	(63)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(64)	放射性物質汚染対処特別措置法	(65)	電離則（電離放射線障害防止規則）	(66)	除染電離則
(67)	大気汚染防止法	(68)	騒音規制法	(69)	水質汚濁防止法
(70)	その他	(71)		(72)	

別表 2-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分/種別		品目	対象 JIS 規格 (参考)
I セメント		ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストコンクリート用鋼材	P C 鋼線及び P C より線	JIS G 3536
		P C 鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管杭	JIS A 5525
		H 鋼杭	JIS A 5526
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
		鋼管矢板	JIS A 5530
	9 鋼製支保工	六角ボルト	JIS B 1180
六角ナット		JIS B 1181	
摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット		JIS B 1186	
III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格	
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208	
IV 割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006	
	道路用砕石	JIS A 5001	
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001	
	フィラー (舗装用石炭石粉)	JIS A 5008	
	コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005	
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011	
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015	

別表 2-2 骨材の規格

JIS 記号	適用
JIS A 5001	道路用砕石
JIS A 5308	(レディミクストコンクリート) 付属書 A (レディミクストコンクリート用骨材)
JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂
JIS A 5001-1	コンクリート用スラグ骨材-第 1 部: 高炉スラグ骨材
JIS A 5001-2	コンクリート用スラグ骨材-第 2 部: フェロニッケルスラグ骨材
JIS A 5001-3	コンクリート用スラグ骨材-第 3 部: 鋼スラグ骨材
JIS A 5001-4	コンクリート用スラグ骨材-第 4 部: 電気炉酸化スラグ骨材
JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ
JIS A 5021	コンクリート用再生骨材 H

別表 2-3 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度範囲

ふるいの呼び寸法	ふるいを通るものの重量百分率 (%)
10	100
5	90~100
2.5	80~100
1.2	50~90
0.6	25~65
0.3	10~35
0.15	2~10 [注 1]

[注 1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に使用する場合には、2~15%にしてよい。
 混合使用する場合で、0.15mm 通過分の大半が細砂あるいはスラグ細骨材である場合には 15%としてよい。

[注 2] 連続した 2 つのふるいの間の量は、45%を超えないのが望ましい。

[注 3] 空気量が 3%以上で単位セメント量が 250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に 0.3mm ふるい及び 0.15mm ふるいを超えるものの質量百分率の最小値をそれぞれ 5 及び 0 に減らしてよい。

別表 2-4 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度範囲

ふるいの呼び寸法 (mm) 粗骨材の最大寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95~100	-	35~70	-	-	10~30	0~5	-
25	-	100	95~100	-	30~70	-	-	0~10	0~5
20	-	-	100	90~100	-	-	20~55	0~10	0~5
10	-	-	-	-	-	100	90~100	0~15	0~5

別表 2-5 砕石の粒度

呼び名	粒度範囲(mm)	ふるいの開き	ふるいを通るものの質量分率 (%)														
			106 mm	75 mm	63 mm	53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	1.18 mm	425 μm	75 μm	
単粒度砕石	S-80 (1号)	80~60	100	85~100	0~15												
	S-60 (2号)	60~40		100	85~100	-	0~15										
	S-40 (3号)	40~30				100	85~100	0~15									
	S-30 (4号)	30~20					100	85~100	-	0~15							
	S-20 (5号)	20~13							100	85~100	0~15						
	S-13 (6号)	13~5								100	85~100	0~15					
	S-5 (7号)	5~2.5								60~90	100	85~100	0~25	0~5			
粒度調整砕石	M-40	40~0				100	85~100	-	-	60~90	-	30~65	20~50	-	10~30	2~10	
	M-30	30~0					100	95~100	-	-	-	30~65	20~50	-	10~30	2~10	
	m ⁵	25~0						100	95~100	-	55~85	30~65	20~50		10~30	2~10	
クラシヤラン	C-40	40~0				100	85~100	-	-	50~80	-	15~40	5~25	-			
	C-30	30~0					100	95~100	-	55~85	-	15~45	5~30				
	C-20	20~0							100	95~100	60~90	20~50	10~35				

[注 1] 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

[注 2] 花崗岩や頁岩等の砕石で、加熱によってすり減り減量が特に大きくなったり破壊したりするのは表層に用いてはならない。

別表 2-6 再生砕石の粒度

粒度範囲 (呼び名)		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)
		ふるい目の開き		
通過 質量 百分 率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95~100	100	
	31.5mm	-	95~100	
	26.5mm	-	-	100
	19mm	50~80	55~85	95~100
	13.2mm	-	-	60~90
	4.75mm	15~40	15~45	20~50
	2.36mm	5~25	5~30	10~35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒等を含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

別表 2-7 再生粒度調整砕石の粒度

粒度範囲 (呼び名)		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)
		ふるい目の開き		
通過 質量 百分 率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95~100	100	
	31.5mm	-	95~100	100
	26.5mm	-	-	95~100
	19mm	60~90	60~90	-
	13.2mm	-	-	55~85
	4.75mm	30~65	30~65	30~65
	2.36mm	20~50	20~50	20~50
	425 μ m	10~30	10~30	10~30
	75 μ m	2~10	2~10	2~10

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒等を含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

別表 2-8 安定性試験の限度

用途	表層・基層	上層路盤
損失量%	12 以下	20 以下

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧〔第2分冊〕 国土交通省」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。

表 2-9 碎石の品質

項目 \ 用途	表層・基層	上層路盤
表 乾 密 度 g/cm ³	2.45 以上	-
吸 水 率 %	3.0 以下	-
すり減り減量 %	30 以下 ^{注1)}	50 以下

[注 1] 表層・基層用碎石のすり減り減量試験は、粒径 13.2~4.75mm のものについて実施する。
 [注 2] 上層路盤用碎石については主として使用する粒径について行えばよい。

別表 2-10 鉄鋼スラグの種類と主な用途

名 称	呼び名	用 途
単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物
クラッシュラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理（加熱混合）用
粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材
クラッシュラン製鋼スラグ	CS	下層路盤材

別表 2-11 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 CBR %	一軸圧縮 強さ MPa	単位容積質 量 kg/ℓ	呈色 判定試験	水浸 膨張比 %	エージング 期間
MS	80 以上	-	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 か月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 か月以上
CS	30 以上	-	-	呈色なし	1.5 以下	6 か月以上

[注 1] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注 2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注 3] エージングとは、高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水又は蒸気による促進エージングがある。

[注 4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた製鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを 3 ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績等を参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

別表 2-12 鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格

呼び名	表乾密度 (g/c m ³)	吸水率 (%)	すり減り 減量 (%)	水浸 膨張比 %	エージング 期間
CSS	-	-	50 以下	2.0 以下	3 か月以上
SS	2.45 以上	1.2 以上	30 以下	2.0 以下	3 か月以上

[注 1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」による。

[注 2] エージングとは、製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破砕後空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。

別表 2-13 スクリーニングス粒度の規格

種類	呼び名	通過百分率 (%)					
		ふるい目の開き					
		4.75mm	2.36mm	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m
スクリーニングス	F-2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20

別表 2-14 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量 (%)		3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20 以上
	圧裂係数 MPa/mm	1.70 以下
骨材の微粒分量 %		5 以下

- [注 1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。
- [注 2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13mm、13～5mm、5～0mm の 3 種類の粒度や 20～13mm、13～0mm の 2 種類の粒度に分けられるが、本表に示される規格は、13～0mm の粒度区分のものに適用する。
- [注 3] アスファルトコンクリート再生骨材の 13mm 以下が 2 種類にふるい分けられている場合は、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0mm 相当分を求めてもよい。また、13～0mm あるいは 13～5mm、5～0mm 以外でふるい分けられている場合は、ふるい分け前の全試料から 13～0mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。
- [注 4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び 75 μ m 通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
- [注 5] 骨材の微粒分量試験は JIS A 1103 (骨材の微粒分量試験方法。) により求める。
- [注 6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。
- [注 7] 旧アスファルトの性状は、針入度又は、圧裂係数のどちらか基準を満足すればよい。

別表 2-15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目 (μ m)	ふるい目を通るものの質量百分率 (%)
600	100
150	90～100
75	70～100

**別表 2-16 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉を
フィラーとして使用する場合の規定**

ふるい目を通るものの質量百分率 (%)	ふるい目 (μm)
塑性指数 (PI)	4 以下
フロー試験 %	50 以下
吸水膨張 %	3 以下
剥離試験	1/4 以下

別表 2-17 舗装用石油アスファルトの規格

種類	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
項目							
針入度 (25℃) 1/10mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0
伸度 (15cm) cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上
トルエン 可溶分%	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引火点 ℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	210 以上	210 以上
薄膜加熱質 量 変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	-	-	-
薄膜加熱針 入度残留 率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	-	-	-
蒸発後の 針入度 比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	-	-	-
密度 (15℃) g/c m ³	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

[注] 各種とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

別表 2-18 石油アスファルト乳剤の規格

種類及び記号 項目		カチオン乳剤							ノニオン乳剤
		PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1
エングラード度 (25℃)		3~15		1~6		3~40			2~30
ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)		0.3 以下							0.3 以下
付着度		2/3 以上				-			-
粗粒度骨材混合性		-				均等であること	-		-
土混り骨材混合性 (質量%)		-				均等であること	-		-
セメント混合性 (質量%)		-							1.0 以下
粒子の電荷		陽 (+)							-
蒸発残留分 (質量%)		60 以上		50 以上		57 以上			57 以上
蒸発残留分	針入度 (25℃) (1/10mm)	100 を超え 200 以下	150 を超え 300 以下	100 を超え 300 以下	60 を超え 150 以下	60 を超え 200 以下	60 を超え 300 以下	60 を超え 300 以下	
	トルエン可溶分 (質量%)	98 以上				97 以上			97 以上
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)		1 以下							1 以下
凍結安定度 (-5℃)		-	粗粒子、塊がないこと	-					-
主な用途		表面処理用 温暖期浸透用 及び	表面処理用 寒冷期浸透用 及び	安定処理層 洋上用 プライムコート 及びセメント	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・アスファルト乳剤安定処理混合用

[注 1] 種類記号の説明 P: 浸透用乳剤、M: 混合用乳剤、K: カチオン乳剤、N: ノニオン乳剤

[注 2] エングラード度が 15 以下の乳剤については JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) エングラード度試験法によって求め、15 を超える乳剤については JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) セイボルトフロール秒試験によって粘度を求め、エングラード度に換算する。

別表 2-19 鋼材の規格

1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
3 鋼管	一般構造用炭素鋼管	JIS G 3444
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526
	ダクタイル鋳鉄異形管	JIS G 5527
4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	ねずみ鋳鉄品	JIS G 5501
	炭素鋼鋳鋼管	JIS G 5101
	炭素鋼鍛鋼管	JIS G 3201
	溶接構造用鋳鋼品	JIS G 5102
	構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品	JIS G 5111
	機械構造用炭素鋼鋼材	JIS G 4051
	球状黒鉛鋳鉄品	JIS G 5502
5 ボルト用鋼材	六角ボルト	JIS B 1180
	六角ナット	JIS B 1181
	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
	平座金	JIS B 1256
	頭付きスタッド	JIS B 1191
	ロックボルト及びその構成部品	JIS m ² 506
	摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット	日本道路協会
	支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格	日本道路協会
6 溶接材料	軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒	JIS Z 3211
	耐候性鋼用被覆アーク溶接棒	JIS Z 3214
	軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ	JIS Z 3312
	軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ	JIS Z 3313
	耐候性用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ	JIS Z 3315
	耐候性用アーク溶接フラックス入りワイヤ	JIS Z 3320
	炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ	JIS Z 3351
	サブマージアーク溶接フラックス	JIS Z 3352
7 鉄線	鉄線	JIS G 3532
8 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3532
9 プレストレスコンクリート用鋼材	PC 鋼棒及び PC 鋼より線	JIS G 3536
	PC 鋼棒	JIS G 3109

	細径異形 PC 鋼棒	JIS G 3137
	ピアノ線材	JIS G 3502
10 鉄鋼	溶接金網	JIS G 3551
	ひし形金網	JIS G 3552
11 鋼製杭及び鋼矢板	溶接用熱間圧延鋼矢板	JIS G 5523
	鋼管杭	JIS A 5525
	H鋼杭	JIS A 5526
	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
	鋼管矢板	JIS A 5530
12 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
	六角ナット	JIS B 1180
	六角ボルト	JIS B 1181
	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
13 コルゲート	コルゲートパイプ	JIS G 3471
	コルゲートフリューム	JIS G 3131SPHC

別表 2-20 セメントの種類

JIS 番号	名 称	区 分	適 用
JIS R 5210	ポルトランドセメント	1. 普通ポルトランド 2. 早強ポルトランド 3. 中庸熱ポルトランド 4. 超早強ポルトランド 5. 低熱ポルトランド 6. 耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形を含む
JIS R 5211	高炉セメント	1. A 種高炉 2. B 種高炉 3. C 種高炉	高炉スラグの分量 (質量%) 5 超え 30 以下 30 超え 60 以下 60 超え 70 以下
JIS R 5212	シリカセメント	1. A 種シリカ 2. B 種シリカ 3. C 種シリカ	シリカ質混合材の分量 (質量%) 5 超え 10 以下 10 超え 20 以下 20 超え 30 以下
JIS R 5213	フライアッシュセメント	1. A 種フライアッシュ 2. B 種フライアッシュ 3. C 種フライアッシュ	フライアッシュの分量 (質量%) 5 超え 10 以下 10 超え 20 以下 20 超え 30 以下
JIS R 5213	エコセメント	1. 普通エコセメント 2. 速硬エコセメント	塩化物イオン量 (質量%) 0.1 以下 0.5 以上 1.5 以下

別表 2-21 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
比表面積 $c \text{ m}^2/g$		2,500 以上
凝 結 h	始発	1 以上
	終結	10 以下
安定性	パット法	良
	ルシャチリエ法	10 以下
圧縮強さ N/m^2	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28 d	42.5 以上
水和熱 J/g	7 d	350 以上
	28 d	400 以上
酸化マグネシウム%		5.0 以下
三酸化硫黄%		3.5 以下
強熱減量%		5.0 以下
全アルカリ (Na_2O_{eq}) %		0.75 以下
塩化物イオン%		0.035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（ Na_2O_{eq} ）の値を 0.6%以下とする。

別表 2-22 セメントコンクリート製品の規格

JIS 番号	種 別	適 用
JIS A 5361	プレキャストコンクリート製品	種類、製品の呼び方及び表示の通則
JIS A 5364	プレキャストコンクリート製品	材料及び製造方法の通則
JIS A 5365	プレキャストコンクリート製品	検査方法の通則
JIS A 5371	プレキャスト無筋コンクリート製品	
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
JIS A 5373	プレキャストプレストレスコンクリート製品	
JIS A 5406	建築用コンクリートブロック	
JIS A 5506	下水道用マンホール蓋	

別表 2-23 土木シートの種類

土木シートの名称	種類の区分・適用							
遮水シート	合成ゴム及び合成樹脂系				アスファルト系			
	非補強タイプ				補強タイプ	シートタイプ		吹き抜けタイプ
	低弾性タイプ	中弾性タイプ	高弾性タイプ	含侵及び積層		単独	織布	
保護マット	不織布							
	長繊維不織布 (一般保護マット)	短繊維不織布 (上部, 下部保護マット。)		半毛フェルト (中間保護マット)	ジオコンポジット			
吸出し防止(遮水シート) 軟弱地盤安定シート 止水材	織布				不織布			
	ナイロン・ポリエステル系織布				長繊維ポリエステル系不織布			
	ポリプロピレン系織布				長繊維ポリエステル系不織布(特殊加工)			
					短繊維ポリエステル系不織布			

別表2-24 下部シートの品質・性能基準

(日本遮水工協会自主基準を引用。)

1. 遮水シート

項目	合成ゴム及び合成樹脂系				アスファルト系			
	非補強タイプ				補強タイプ	シートタイプ		吹き付けタイプ
	低弾性タイプ	中弾性タイプ	高弾性タイプ	含侵及び積層		単独	織布	
基本特性	厚さ (mm)	1.5 以上※1				3 以上		
	透水係数	1 × 10 ⁻⁹ c m/sec 相当以下						
	引張強さ (N/cm 以上。)	120	140	350	240	100	10	80
	伸び率 (% 以上。)	280	400	560	15	30	10	80
	引裂強さ (N 以上。)	40	70	140	50	30	10	70
	接合部 (N 以上。)	60	80	160	140	50	-	
耐久性	耐候性 (% 以上。)	引張強さ比	80				80	
		伸び率比	70				50	
	熱安定性 (% 以上。)	引張強さ比	80				80	
		伸び率比	70				70	
	耐ストレスクラッキング性	-	ひび割れがない		-	-		
	耐酸性 (% 以上。)	引張強さ比	80				80	
		伸び率比	80				70	
	耐アルカリ性 (% 以上。)	引張強さ比	80				80	
伸び率比		80				70		
安全性(溶出濃度)	基準値以下							

注) 適用にあたっては都度検討するものとする。

※1 平均値が公称厚さの 0~+15% (但し、測定値は-10%~+15%以内。)

※2 耐久性規格値 = 基本性能規格値 × ○○%

2. 遮水シート保護マット

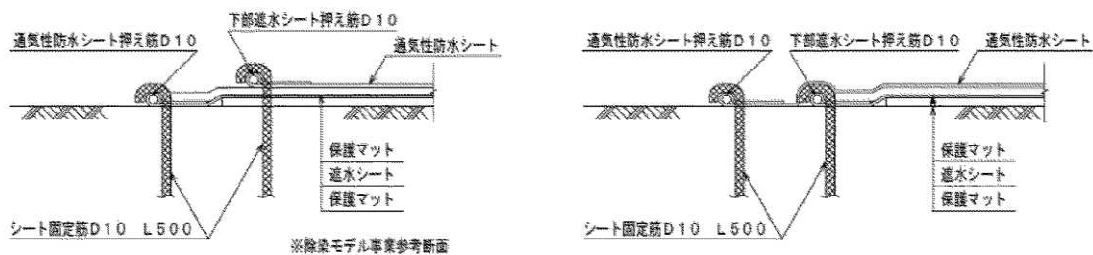
①基本特性（保護マットに準ずる。）

項目	基本特性	自主基準値				単位	試験方法	基準根拠
		長繊維	短繊維	反毛	ジオコンポ			
強度特性	引張強さ	925 以上	140 以上	100 以上	500 以上	N/5cm	JIS L 1908	日本遮水工協会 自主基準に準拠
	貫入抵抗	500 以上				N	ASTM D4833	
耐久性	貫入抵抗	WS 型促進暴露試験後(1,000h) 500 以上				N	JIS A 1415 ASTM D4833	

3. 通気性防水シートと底部遮水シートの接合自主基準

- ・通気性防水シートと底部遮水シートの接合は、端部処理推奨断面による。

①端部処理方法の事例(端部からの水侵入には十分配慮する事。)



②接合部検査

項目	検査方法	検査基準	適用		
			自動熱融着	手動熱融着	接着剤接合
水密性	目視検査	浮き、剥がれ等が無いこと	○	○	○
	検査棒挿入検査	検査棒先端で水が浸入しないかの確認	○	○	○

4. 放射性物質の移行抑制資材の自主基準

- ・次の資材は放射性物質を吸着する機能を保持しており、併せて遮水シート保護機能を保持しているものもある。

- ・GCL
- ・高吸水性樹脂
- ・高吸水膨潤性繊維
- ・放射性物質吸着機能付保護マット

①基本特性(日本遮水工協会自主基準 保護マット「ジオコンポジット」に準ずる。)

項目	基本特性	自主基準値	単位	試験方法	基準根拠
強度特性	引張強さ	500 以上	N/5cm	JIS L 1908	日本遮水工協会 自主基準に準拠
	貫入抵抗	500 以上	N	ASTM D4833	

※遮水シート保護機能を要求されない場合は適用外とする。

②用途

- ・遮水シート上部、下部保護マットの代替材、遮水シート上部土壌層の代替材として使用可能。

5. その他

- ・ガス抜き管は除染工事共通仕様書を考慮した構造、本数とし、接合部に不具合が発生しないよう十分考慮した施工、管理を行う。特にガス抜き周りには、工場で製造、検査をし現場で組み立てる施工もある。
- ・現場手動熱融着部及び接着部の検査は入念に実施する。
- ・受注形態は、材料と、施工が一体となった材工の体制が望ましい。
- ・上記以外で必要事項があれば日本遮水工協会の自主基準を適用する。

別表2-25 吸い出し防止材(透水シート)の品質基準

(参考：都市再生機構基準。)

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法
引張強さ		N/5cm	250	JIS L 1096
透水係数		cm/s	0.01 以上	

別表2-26 軟弱地盤補強シート(土木安定シート)品質基準

ジオテキスタイル

物性		必要性能	試験方法
単位面積当たりの質量 (g/m ²)		300以上	JIS L 1908
引張強度	引張強さ (kN/m)	15.6以上	
	最大引張強さ時伸び率 (%)	40以上	

別表2-27 再生土木シートの品質・性能、含有率

資材名	品質・性能	含有率
土木安定シート (ジオテキスタイル)	再生資材を含んだ製品で、財団法人土木研究センター「ジオテキスタイルを用いた軟弱路床上舗装の設計・施工マニュアル」の基準に適合すること。	製品の重量比で50%以上
防砂シート	再生資源を含んだ製品で、社団法人日本港湾協会「港湾の施設の技術上の基準・同解説（上巻）」の基準に適合すること。	製品の重量比で50%以上
保護マット	再生資源を含んだ製品で、日本遮水工協会「保護マット基準」の基準に適合すること。	製品の重量比で50%以上
吸出し防止材	再生資源を含んだ製品で、河川災害復旧護岸工法技術指針（案）の吸出し防止材の規格に適合した「公的機関による技術証明書」を有していること。	製品の重量比で50%以上

1. 環境に対する安全性

- a. 減量として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 再生PET樹脂以外の再生資源を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）において、環境基本法第16条による「土壌の汚染にかかわる環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の基準に適合すること。

2. 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

3. 環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、下記に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

4. 環境負荷の増大が懸念される項目

- a. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等の環境負荷の増大。
- b. 新材にくらべ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷の増大。
- c. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性。
- d. 廃棄時に新材から製品に比べ処理が困難になるおそれや埋め立て等による生態系への影響。
- e. 再リサイクルへの可能性や取り組み。
- f. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷の増大。

(様式1 工事完了図書添書)

平成●●年度
●●地区●●工事

工事完了図書

提出月日 平成●●年●月●日

現場代理人 (株) ●●●建設

環境 太郎 印

(様式2 DVD等標題)

DVDの表題等は、テプラ等、はがれる物は使用しないこと。

主任監督員、現場代理人は、油性ペン等消えない物で、署名すること。

ケースにも工事名、受注会社、現場代理人名を書くこと。(署名は要らない。)



(別添様式)

工事関係提出書類様式集目次			
着工届	様式 1.1	請負代金内訳書	様式 1.2
現場代理人等通知書（主任技術者（又は監理技術者。）及び専門技術者。）	様式 1.3(1)	経歴書（現場代理人等）	様式 1.3(2)
現場代理人等変更通知書（主任技術者（又は監理技術者。）及び専門技術者。）	様式 1.4	施工体制報告書	様式 1.5(1)
施工体制台帳	様式 1.5(2)	施工体制台帳（下請負人に関する事項。）	様式 1.5(3)
施工体制台帳（施工体系図）	様式 1.5(4)	施工体制台帳（工事担当技術者）	様式 1.5(5)
緊急時連絡体制	様式 1.5(6)	契約工程表	様式 1.6
請求書（前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金。）	様式 1.7(1)	請求書内訳書（部分払の場合。）	様式 1.7(2)
請求書内訳書（指定部分完済払の場合。）	様式 1.7(3)	火災保険等加入状況報告書	様式 1.8
建設業退職金共済制度の掛金収納書	様式 1.9	工事実績情報登録報告書	様式 1.10
監督職員通知書	様式 1.11(1)	委託監督員通知書	様式 1.11(2)
官公署等届出一覧表	様式 1.12	仮設計画承諾願	様式 1.13
下請負人通知書	様式 1.14	再生資源利用計画書	様式 1.15(1)
再生資源利用促進計画書	様式 1.15(2)	工事請負変更契約書（第 回）	様式 2.1(1)
工事請負変更請書	様式 2.1(2)	変更工程表	様式 2.1(3)
契約変更協議書（工事請負契約第 23 条）	様式 2.1(4)	契約変更等協議書（工事請負契約第 24 条又は第 23 条及び第 24 条。）	様式 2.1(5)
工事請負契約書第 24 条又は第 23 条及び第 24 条に係る協議が整わなかった場合の通知について	様式 2.1(6)	設計変更総括整理表	様式 2.2(1)
設計変更内訳書	様式 2.2(2)	変更内訳明細書	様式 2.2(3)
設計変更概要書	様式 2.2(4)	関係図面	様式 2.2(5)
工事請負契約書第 18 条及び第 19 条による設計変更協議書	様式 2.2(6)	〇〇工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更請求について	様式 2.3(1)
〇〇工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更による協議日について	様式 2.3(2)	〇〇工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について	様式 2.3(3)
〇〇工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更に係る協議が整わなかった場合の通知について	様式 2.3(4)	変更届	様式 2.4
〇〇工事の（ ）一時中止について（通知）	様式 2.5(1)	〇〇工事の（ ）一時中止の（ ）再開について（通知）	様式 2.5(2)
天災その他不可抗力による損害通知書	様式 2.6(1)	被災内訳及び内容確認書	様式 2.6(2)

天災その他不可抗力による損害の確認の通知について	様式 2.6(3)	天災その他不可抗力による損害額について（請求）	様式 2.6(4)
天災その他不可抗力による損害額について（通知）	様式 2.6(5)	是正等措置請求書（発注者）	様式 2.7(1)
是正等措置請求書（受注者）	様式 2.7(2)	主要（資材・機材）発注先通知書	様式 3.1
工事材料搬入報告書	様式 3.2(1)	工事使用材料整理表	様式 3.2(2)
材料検査確認書	様式 3.2(3)	材料検査確認一覧表	様式 3.2(4)
品質証明書	様式 3.2(5)	材料試験成績報告書	様式 3.3(1)
材料試験成績報告書提出一覧表	様式 3.3(2)	工事打合せ記録	様式 3.4(1)
電話等打合せ記録	様式 3.4(2)	工事施工計画書	様式 3.5
月間工程表	様式 3.6(1)	週間工程表	様式 3.6(2)
支給材受領書	様式 3.7(1)	貸与品借用書（返納）	様式 3.7(2)
発生材報告書	様式 3.7(3)	発生材調書	様式 3.7(4)
施工図、製作図等承諾願	様式 3.8(1)	施工図、製作図等提出一覧表	様式 3.8(2)
現場休止届	様式 3.9	工事日誌	様式 3.10
工期延長申請書	様式 3.11	部分使用調書	様式 3.12(1)
覚書	様式 3.12(2)	別表・別図	様式 3.12(3)
使用部分施工現況確認書	様式 3.12(4)	事故発生報告書	様式 3.13(1)
事故発生報告書〔受注者用〕 （1／3）	様式 3.13(2)	事故発生報告書〔受注者用〕 （2／3）	様式 3.13(3)
事故発生報告書〔受注者用〕 （3／3）	様式 3.13(4)	特定工事着手届	様式 4.1(1)
特定工事施工報告書	様式 4.1(2)	特定工事施工報告書提出一覧表	様式 4.1(3)
工事施工管理報告書	様式 4.2(1)	工事施工管理報告書提出一覧表	様式 4.2(2)
工事検査願	様式 4.3(1)	検査確認書	様式 4.3(2)
工事検査一覧表	様式 4.3(3)	確認・立会願	様式 5.1(1)
段階確認書	様式 5.1(2)	段階確認一覧表	様式 5.1(3)
施工段階管理報告書	様式 5.2(1)	施工段階管理報告書提出一覧表	様式 5.2(2)
社内検査報告書	様式 6.1(1)	社内検査実施表	様式 6.1(2)
完成通知書	様式 6.1(3)	検査実施通知書	様式 6.1 仮 (4)
検査調書（旧様式）	様式 22, 24	検査結果通知書（旧様式）	様式 23, 25
修補完了報告書	様式 6.2(1)	検査指摘事項施工計画書	様式 6.2(2)
引渡書	様式 6.3	代理受領承認願	様式 6.4
保全に関する説明書	様式 6.5(1)	予備品等引渡通知書	様式 6.5(2)
保守工具類及び予備品調書	様式 6.5(3)	〇〇工事のかし修補請求について	様式 6.8(1)
同上（別紙）	様式 6.8(2)	確認書（かし修補）	様式 6.8(3)
完成届（かし修補）	様式 6.8(4)	かし修補引渡書	様式 6.8(5)
指定部分引渡書	様式 6.9(1)	指定部分完成通知書	様式 6.9(2)
中間技術検査確認通知書	様式 6.9(3)	請負工事既済部分検査請求書	様式 6.9(4)
工事概要書	様式 6.10	指定工事保証書提出一覧表	様式 6.11

工 事 履 行 報 告 書 参 考

工事名			
工期	～		
日付	(月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

数量総括表

工事区分 (LEVEL1)	工種 (LEVEL2)	工種 (LEVEL3)	種別 (LEVEL4)	細別 (LEVEL5)	規格・寸法 (LEVEL6)	単位	数量 全体	
平成29年度から平成30年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る情報発信拠点建設工事								
建築工事(新営)	直接仮設工事					式	1.0	
	土工事					式	1.0	
	地業工事					式	1.0	
	鉄筋工事					式	1.0	
	コンクリート工事					式	1.0	
	型枠工事					式	1.0	
	既製コンクリート工事					式	1.0	
	防水工事					式	1.0	
	タイル工事					式	1.0	
	木工事					式	1.0	
	金属工事					式	1.0	
	左官工事					式	1.0	
	建具工事		アルミ製建具				式	1.0
			鋼製建具				式	1.0
			軽量鋼製建具				式	1.0
			ステンレス製建具				式	1.0
			スライディングウォール				式	1.0
			トイレブース				式	1.0
			ガラス				式	1.0
			塗装工事				式	1.0
内外装工事						式	1.0	
ユニット及びその他工事						式	1.0	
その他工事	鉄骨工事					式	1.0	
電気設備工事	幹線工事					式	1.0	
	電灯設備工事					式	1.0	
	動力設備工事					式	1.0	
	構内交換設備工事					式	1.0	
	拡声設備工事					式	1.0	
	テレビ共同受信設備工事					式	1.0	
	トイレ呼出し設備工事					式	1.0	
	自動火災報知設備工事					式	1.0	
機械設備工事	空気調和設備工事					式	1.0	
	換気設備工事					式	1.0	
	衛生器具設備工事					式	1.0	
	給水設備工事					式	1.0	
	排水設備工事					式	1.0	

